

熊本県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金（障害分）交付要項

（趣旨）

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業実施要綱」（令和6年2月8日付け障発第0208号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所等」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助することを目的として、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の補助額が、当該補助金の交付の決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）が熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に送付した請求情報による障害福祉サービス等報酬総額（以下「報酬総額」という。）に基づき、国保連が算定した額とされる仕組みであることに伴い、補助金交付に係る事務の一部を国保連に委託する。

（補助の対象）

第2条 補助の対象は、国実施要綱「4 対象事業所、対象者及び対象期間」の要件を満たす施設・事業所等とする。

ただし、就労定着支援及び自立生活援助を行う施設・事業所等については、令和6年4月から対象とする。

なお、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援を行う施設・事業所等については、本事業の対象外とする。

（補助額等）

第3条 補助額の算出方法は、国実施要綱「5 交付額」によるものとし、補助額は、令和6年2月分から5月分までについて、補助事業者が毎月、国保連に送付する請求情報による報酬総額に基づき、国保連が算定した額とする。

なお、施設・事業所等に医療型障害児入所施設及び福祉型障害児入所施設（以下「障害児入所施設等」という。）を含む補助事業者については、国保連が算定した額に補助事業者が毎月、児童相談所へ送付する障害児施設措置費（以下「措置費」という。）の請求情報に基づき、算定した額を含めた額を補助額とする。

(補助金の交付対象事業者の決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉・介護職員改善支援事業補助金（障害分）の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書（様式2）（以下、「同意書等」という。）及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（様式2-1及び2-2）（以下、「計画書」という。）を知事が別に定める日までに提出することとし、知事は、当該計画書の内容を審査のうえ補助金を交付すべき事業者として適当と認めるときは、補助金交付対象事業者決定通知書（様式6）を申請者に交付するものとする。

2 申請者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げたうえで賃金改善を行う場合は、国実施要綱7「(5) 特別事情届出書」に基づき、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る特別な事情に係る届出書（様式5）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請は、第4条により決定された補助金交付対象事業所が、知事に提出した同意書等及び令和6年2月分から5月分の報酬総額及び措置費の請求情報を毎月、国保連及び児童相談所に送付することをもって行ったものとする。

(変更の届出の届出)

第6条 補助事業者は、国実施要綱7「(4) 都道府県知事への変更の届出」①～③に該当することとなった場合は、同項に基づき、変更届出書（様式4）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付及び交付決定)

第7条 第3条の規定に基づき算定した補助金は、原則として、令和6年2月から4月の賃金改善に係る分は同年6月に、同年5月の賃金改善に係る分は7月に、次により交付するものとする。

なお、対象期間の報酬の額に誤りがあり、国保連及び児童相談所に対し、請求の過誤調整を実施した場合及び対象期間の報酬を月遅れで請求した場合については、国実施要綱「5 交付額」に基づき、令和6年7月末までに生じたものについて、9月に交付するものとする。

2 知事は、前項に基づく交付においては、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定したうえ、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書（様式7）を補助事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(様式3-1及び3-2)により、別に知事が定める日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、交付確定通知書(様式8)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条に規定する補助金の請求は、第5条に定める同意書等及び令和6年2月分から5月分の報酬総額及び措置費の請求情報を毎月、国保連及び児童相談所に送付することをもって行ったものとする。

(検査及び報告等)

第11条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和6年3月5日から施行する。